

令和6年10月22日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

令和7年度 分別収集物を申込む際の注意点

はじめに

当協会では、令和5年度より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」32条に基づいた再商品化業務を開始しておりますが、一部の市町村等で引き渡しに関するトラブルが多数発生し、再商品化業務に多大な影響を与える事態となりました。

以下にて、実際に発生したトラブルの詳細及び実施していただきたい対応方法をまとめておりますので、分別収集物を当協会に申し込む予定の市町村等においては、必ず内容をご確認のうえ、対策をお願いいたします。また、環境省から発出された参考資料②「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づくプラスチック使用製品廃棄物の適正な中間処理及び再商品化の徹底について（依頼）」も併せてご確認ください。

なお、当協会では市町村等でトラブルが発生した場合、改善計画書を提出していただき、改善計画書の内容が確実に実施されているか確認します。改善の見込みがないと判断した場合は、業務委託契約書や委託契約書に基づき当年度中の引き取りの留保及び次年度以降の申込みをお断りする場合がございます。

1. 実際に発生したトラブル事例

(1) 引き渡しバールの間違い

該当の保管施設は、複数の市町村等の中間処理施設であり、A市（容リ法における容リプラのみ）を落札している再生処理事業者に誤ってB市（プラ法における分別収集物）のバールを引き渡してしまいました。更に、引き渡してしまったB市のバールは、積載効率を上げるため、中間処理業者が引き取る前に市のストックヤードで選別はせずに圧縮梱包された中間処理前のバールであったため、中に入っていた金属の棒等によって、再生処理事業者の破砕機が損傷する事態が発生しました。

(2) 引き渡されたバールに異物や禁忌品の混入及び発煙・発火トラブルの発生

選別をしたバールであっても、再生処理事業者の施設でリチウムイオン電池を含む電子機器等が原因で発煙・発火トラブルが発生。また、靴底、金属片等の異物が検出されました。

(3) 指定保管施設ではない場所での引き渡し

当協会の契約では「指定保管施設で引き取ること」となっておりますが、実際の引き渡し場所は指定保管施設とは別の倉庫で引き渡しがされておりました。

(4) バール引き渡し時におけるトラブル及び引き渡し量の乖離

①落札事業者間の不適正な引き渡し配分

落札の結果によって、1つの保管施設を複数の再生処理事業者が落札した場合は、落札量に応じた割合で引き渡すことが必要となりますが、落札量に応じた配分ができておりませんでした。

②バールを引き取りに行った運搬事業者の長時間待機

バールを引き取る際、運搬事業者が長時間待たされることが度々発生し、最長で13時間待機させられることがありました。

③引き取りの直前の追加、キャンセル

引き取り日直前に、引き取りを実施する運搬車両の追加や、キャンセルが度々発生しました。

④トラックへの積込量不足

通常、10 t 車に 32 ベールを積載するところ、半分の 16 ベールしか積み込みされませんでした。

上記①～④のような状況が発生した場合、再生処理事業者は運搬事業者の配車計画や人員の配置等を含め、計画通りの操業が困難となり、また、運搬事業者にその保管施設からの引き取りを断られる可能性もあります。

以上のようなトラブルが発生した原因として、禁忌品混入防止対策が不十分であったこと、また中間処理施設への管理そのものが不十分であったことが原因であると考えられます。

特に分別収集物を引き渡す場合、禁忌品を含む異物が増加する可能性があり、従来の容リプラの引き渡し以上の対策、管理が必要となります。

2. 市町村等に実施していただきたい事項

(1) 製品プラの収集品目の選定

製品プラの収集品目を選定するにあたり、環境省の「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」を参考にすることになりますが、手引きにある「含めてはいけないもの」の混入防止について十分な啓発を行っていただくとともに、住民の排出状況や中間処理施設での選別状況を踏まえ、収集品目は慎重に決定してください。

特に、収集対象をプラ 100%のものに限定せず、玩具や一部金属が付属しているプラスチック製品等「原材料の大部分がプラスチックであるもの」を収集対象としている場合は、リチウムイオン電池を含む電子機器等や、金属等の異物が増加する可能性があります。これらの異物の混入を防止するため、市民啓発や中間処理施設での確実な除去を徹底してください。

リチウムイオン電池を含む電子機器等の混入防止が徹底できない場合は、別の対応策として「原材料の全部（100%）がプラスチック製のもの」だけを収集対象にすることや、「リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池内蔵製品のごみステーションでの分別収集」等を実施してください。

(2) 中間処理施設の管理

中間処理施設では、分別収集物の選別及び保管が適正に行われ、適切に処理がされているか市町村自ら管理してください。特に中間処理施設が、他の市町村と同じ施設で中間処理・保管を行う場合、他市町村の収集されたプラスチックや出来上がったベールが混入しないよう区分け処理・区分け保管の徹底をして、引き渡すベールに間違いが発生しないよう対応してください。

*具体的な管理4項目

- ①収集されたプラスチックの区分け（置場を分ける等）
- ②中間処理の投入の区分け（時間を分ける、日を分ける等）
- ③手選別のマニュアルの切り替え ※容リプラのみの市町村と分別収集物の市町村が混在する場合
- ④出来上がったベールの区分け（置き場を分ける。スプレーで市町村名を記入等）

また、中間処理施設の能力を把握し、収集する分別収集物の量が中間処理施設の能力を上回る場合は、新たな中間処理施設への変更や中間処理施設の追加を実施してください（例えば、1,000 t の処理能力を持つ中間処理施設が 2,000 t を処理することになった場合、適正な選別や管理がされていない

ベールが再生処理事業者に引き渡され、異物の増加や、引き渡しベールの間違いが発生する可能性があります)。

特に中間処理施設を委託且つ、複数の市町村の中間処理を実施している場合、年度ごとの契約によって中間処理を実施する市町村数が増減する場合があります。必ず該当の中間処理施設の委託量を確認し、委託量が処理量を超える場合は、委託をした市町村間で委託量が処理量に収まるよう調整をしてください。

更に、運搬事業者の長時間待機の防止や、複数の再生処理業者が落札した場合の振り分けに乖離が出ないように、引き渡しに関する管理業務を中間処理施設に一任するのではなく、市町村担当者が自ら管理し、中間処理施設、再生処理事業者と連携して業務を実施してください。

(3) 市民啓発の実施

ホームページや広報誌での周知や説明会の実施等、効果的な住民啓発を実施し、リチウムイオン電池を含む電子機器等に代表される禁忌品の混入防止に努めていただくようお願いします。

住民が排出した禁忌品を、中間処理施設で全て除去することはできません。効果的な住民への啓発を実施し、禁忌品を排出しないような対策を実施してください。

なお、当協会のホームページに、リチウムイオン電池を含む電子機器等の混入防止事例集やポスター、チラシ、YouTube 動画等をご用意しておりますので、是非ご活用ください。

容リ協会ホームページ : <https://www.jcpra.or.jp>

・当協会では、リチウムイオン電池混入防止事例集やポスター、チラシ、YOUTUBEの動画などをご用意しておりますので、是非ご活用ください。



(4) 中間処理施設での禁忌品及び異物の除去

リチウムイオン電池を含む電子機器等に代表される禁忌品の除去を徹底してください。

また、住民からのプラスチックの収集量と中間処理施設で出来上がった分別収集物の量から、残渣率の平均値を把握する等、中間処理施設で適正な異物除去が実施されるよう管理してください。平均値を下回るようであれば、選別が行き届いていない場合がありますので、日頃より管理してください。

(5) 市町村等による品質調査の実施

容リプラと製品プラの比率を明確にするため、品質調査を実施のうえ、申込みを行ってください。品質調査の実施は、組成比率の把握だけでなく、異物や禁忌品の混入状況を把握し、今後の市民啓発や中間処理での対策を実施するうえでも有効な方法となります。

トラブルなく引き渡しを開始できるモデル事例としては、上記の対策を実施したうえで、一部地域で実証試験を開始し、試験期間に品質調査を実施して当協会に申込みの場合です。

予算請求等の事前準備までを勘案すると、当協会に申込みまでに約2年かかる場合も想定されますので、スケジュールに余裕を持ち、十分な準備をしたうえで当協会に申込みようお願いいたします。

(6) ベール結束材について

資料14に記載のとおり、ベールの結束材はPPバンド等のプラスチック製のバンドを推奨しており、番線は安全上好ましくありません。再生処理事業者の工程上、番線のベールが引き受けできない施設もあり、その場合、入札選定において落札事業者が決まらない可能性があります。

番線のベール



PPバンド+ポリ袋のベール



以上